

## 【別記1】 定款の変更

一般社団法人 東京農工大学同窓会 定款の第 9 条及び第 22 条を以下のとおり改正する。

(代議員の任期)

第9条 代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。~~ただし、任期満了後においても後任者が選出されるまではその職務を行わなければならない。~~代議員の任期は、第7条に定める選出時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結後、後任者が選出されるまでとする。

(会長及び副会長)

第22条 会長及び副会長は総会において代議員の中から互選により選任する。  
任期は次の会長及び副会長の選任時までとする。

附則

(定款の変更)

6. (令和4年6月18日 一部変更 代議員の任期・会長及び副会長の任期の改正)